

令和4年度
第4回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和4年7月12日開会

高松市農業委員会

令和4年度第4回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和4年7月12日（火）午後2時00分開会

開催場所 高松市役所13階 大会議室

出席委員 21人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 5番 太田 政美
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光（会長職務代理者第2）
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 河田 薫
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平

欠席委員 1人

- 4番 佃 俊子

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課 長 山上 浩平
- 農政課 長補佐 森 亮介
- 農地係 長 藤澤 英宣
- 農政管理係 長 浮田 政宏
- 副主 幹 古免 範彰
- 主任技師 河合 良治
- 主任主事 多田 利浩

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 非農地証明願について
- 議案第10号 農地改良に係る届出について
- 議案第11号 農地法第43条第1項の規定による届出について
- 議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による
開発計画に対する意見について
- 議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について
- 議案第15号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の規定によ
る鳥獣保護区の存続期間の更新について
- 議案第16号 農用地利用配分計画（案）について
- 議案第17号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について
- 報 告 ア 農業委員の解職（罷免）について
イ 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和4年度第4回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の出席委員は22人中21人で、定例総会は成立しております。
欠席委員は、佃 俊子委員です。
それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は9番三好委員及び12番真鍋芳治委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、第三者が転用するため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。農地法第5条許可申請所有権11番に関連しております。

2番は、賃借人が労力不足のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番から5番、次の2ページの6番から10番は、同一の借り人である農地所有適格法人が属する小田奈良須両池土地改良区管内の区域で、パイプラインの敷設事業に関して農地中間管理事業を活用した土地改良事業の一つ、「農地耕作条件改善事業」(国50%、県25%、市23%、地元2%の負担)の認定を受けるため、その採択条件として、農地中間管理事業の重点実施区域に指定され、かつ現状より機構を介した集積面積を区域内で増やす必要があることから、農地所有適格法人が現在、相対で貸借していたものを、機構を介した貸借に切り替えるもので、離作補償はありません。

3ページを御覧ください。

11番は、借人が会社勤めのため耕作できないことから、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

12番及び香川県農地機構を介した賃貸借の13番、14番は、この後、第三者が転用を予定しているため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

議案書4ページを御覧ください。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

1番から4番は、借人の変更が予定されているため強化促進法による貸借について返還を受けたものです。返還条件として、2番以外は、耕耘して返還となっております。

5番は、第三者が転用するため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、農地法第5条許可申請所有権11番に関連しております。

6番、7番も、第三者が転用するため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、農地法第5条許可申請所有権18番に関連しております。

次のページを御覧ください。

8番も、第三者が転用するため、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。農地法第5条許可申請所有権19番、20番に関連しております。

9番、10番も、第三者が転用するため、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。農地法第5条許可申請所有権21番に関連しております。

11番から13番は、先ほど御説明いたしました農地法第18条第6項通知の、3番から10番のパイプライン事業に関連しているもので、強化促進法による貸借について返還を受け、この後、香川県農地機構を介した貸借に変更するものです。

14番、15番は、借人である法人に雇用されている新規就農者が、イチゴ栽培を予定しており、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、今後、その者との新たな契約が予定されております。

16番は、貸人が役員である、借受農地所有適格法人が農業用施設の建築を計画していることから、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。

17番から19番は、高松市道の収用となり、17番は相対による強化促進法による貸借について、18番及び19番は香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について14件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について19件御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の三好委員より報告をお願いいたします。

三好委員 現地調査委員の三好です。

今回の特別現地調査委員は、真鍋委員と私の2名であり、昨日7月11日、現地調査を実施しました。

内容につきまして、農地法第4条の1番、2番及び農地法5条の所有権1番から3番まで私が報告し、4番から9番を真鍋委員から報告申しあげます。

今回、農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、2番は香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

別紙の4条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立中央小学校南100メートルに在り、露天貸駐車場として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、市道に面し、レインボーロードにも近く交通の利便性が良く、周辺は、法人事務所、店舗等が多く存在し、分譲住宅・共同住宅等により宅地化も進み、駐車場需要が十分、見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番の申請地は、ことでん岡本駅南西800メートルに在り、太陽光発電設備として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は高齢により農地の維持管理が出来ず、長年耕作放棄地状態になっており、身の丈ほどの雑草が生い茂る状態が続き、近隣住民及び農業関係者からも苦情が出て、対応に苦慮していたものです。このような事から、老後の安定した生活資金、また、環境貢献も考慮して太陽光発電事業を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、令和3年1月12日に再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定を受け、転用の確実性も認められます。

また、県の「太陽光発電施設等に関するガイドライン」に基づき事業計画書の提出、地域住民への説明もなされ、隣接農地関係者の同意も得ており、転用によって付近の土地へ被害が及ぶ場合は、転用事業者及び当事者間において解決する旨の確約書が提出され、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議からの許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から

許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、先ほど御審議いただきました特別議案でございます。

2番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、現住宅地の奥にある申請地を祖父が物干し場として利用したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成27年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が442.48平方メートルあります。

なお、併用宅地と合わせて敷地面積が571.48平方メートルとなり、一般住宅の転用可能面積500平方メートルを超えていますが、隣接に所有農地がなく、超過面積が71.48平方メートルで、農業上利用し難い狭小残地200平方メートル未満であり問題ないと考えます。

3番は、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、祖母が娘と孫たちに借家として建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、現住宅に子供たちが戻り居住する予定であり、これに伴い近隣の申請地に新たに自分が住む住宅を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が44.36平方メートルあります。

5番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、家族の車が増え住宅隣接地に車庫を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成24年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が

619.90平方メートルあります。

6番は、非農家の自己住宅の宅地拡張として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、個人タクシー業を営んでいる申請者が、車両の駐車のため住宅隣接に車庫を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成21年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が286.54平方メートルあります。

7番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、母が昨年、亡くなり登記簿、現況等を調査したところ、住宅として利用していたのが判明したもので、現在、この建物に居住している者はおらず、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和30年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、申請地に隣接する農地の耕作、また奥にある住宅への生活用道路として農道を拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、先代が家族の成長等に伴い手狭になった既存建物を増築した際、隣接農地に越境したもので他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が319.76平方メートルあります。

7ページご覧ください

10番は、農家二世帯住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、農業の拡大に伴い農作業のスペースが必要となり、先代が作業所兼納屋を隣接農地に一部越境して建築したもので、5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和23年ごろに建築済みですがこの度、追認許可を受けるもの

で、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,107.50平方メートルあります。

11番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在の住宅が狭く設備等も古いことから所有農地の一部に住宅を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、宅地への出入りを西の県道からにしていたのですが、交通量が多く危険なため、国道が出来るのを契機に南隣接農地を造成し出入り口とするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が820.00平方メートルあります。

13番は、特別議案です。

14番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農機具の大型化や家族の自家用車を収納するため、住宅兼車庫を建築しましたが、一部隣接農地に越境したもので転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和59年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が703.36平方メートルあります。

15番は、農家住宅の宅近拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅建築時に隣接農地の一部を進入路として利用していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が760.28平方メートルあります。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について13件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようがありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

1番は、令和元年11月11日付けで使用貸借による権利の設定により、分家住宅用地として転用許可を受けていましたが、建物の敷地面積を縮小して住宅を建築し、残りの農地を譲渡人が農地として利用することとなったため、許可の一部取消願があったものです。

2番は、令和3年12月7日付けで露天資材置場用地として農地法第5条第1項の規定による転用許可申請をしていましたが、土地所有者との契約に関する協議を整えることが出来ず、契約を解除するに至ったことに伴い、転用計画の廃止による許可の取消願があったものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第4号については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書9ページをお開きください。

1番は、令和3年2月1日付けで、当初、住宅2階建6棟の特定建築条件付売買予定地用地として転用許可を受けておりましたが、昨今の住宅事情により、住宅を2階建1棟及び平屋建3棟に計画変更するため、当初の計画より階層及び建築面積、区画数の変更により許可後の事業計画変更申請をするものです。工事期間の変更はありません。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第5号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を三好委員から報告をお願いいたします。

三好委員 現地調査委員の三好です。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は、所有権が9件となっております。うち所有権1番、2番、4番、5番、6番及び8番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきまして、引き続き私から報告申し上げます。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申し上げます。

別紙の5条特別議案書1ページを御覧ください。

1番は、香川県立豊学校南700メートルに在り、全国で不動産賃貸管理業を営む法人が、共同住宅として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県道高松香川線に近く、交通の利便性が良く、周辺は教育施設及び商業施設が多く整備され、分譲住宅等により宅地化も進み、住環境に優れた地域で、入居需要が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用する雑種地等が828.70平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、高松市古高松南小学校南1.1キロメートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は市道に面し、交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用する公衆用道路等が206.31平方メートルあります。使用貸借にかかる農地返還通知5番及び農地法18条6項の規定による通知1番にも関連しています。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3番は、JR高徳線屋島駅東1.0キロメートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、市道に面し、国道11号線へのアクセスも良く、周辺は、駅医療施設も整備され、宅地分譲・共同住宅等

により宅地化も進み、住環境の優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用する農道・水路及び宅地等が74.50平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、4番からは、真鍋委員が説明します。

真鍋芳治委員 現地調査委員の真鍋です。引き続き5条特別議案書2ページを御覧ください。

4番は、高松市立川添小学校南東700メートルに在り、全国で不動産賃貸管理業を営む法人が、共同住宅として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、国道11号線東バイパス及び長尾街道に近く、交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、分譲住宅、共同住宅により宅地化も進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用する公衆用道路が24.00平方メートルあります。使用貸借にかかる農地返還通知8番に関連しています。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

5番は、高松市立川添小学校東1.0キロメートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、北側及び南側が市道に面し、主要地方道高松長尾大内線に近く、交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、大規模な分譲住宅等により宅地化も進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借にかかる農地返還通知9番、10番に関連しています。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

6番は、高松市立林出張所南東100メートルに在り、電気工作物の調査及び総合保安サービスを展開している転用者が、事業拡大により現在の事務所が手狭となり、一部の機能を移管する目的で、事務所として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、市道に面し、高松自動車道高松中央インターチェンジ及び主要地方道中徳三谷高松線に近く、交通の便が良く、協会本部からも比較的近く、事務所用地として事業効率の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

7番は、高松市立協和中学校南1.5キロメートルに在り、中古車自動車販売等を営む転用者が、更なる事業展開を図ろうと高松南部地区で営業を行う目的で、露天車両展示場用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道太田上町志度線に接しており、交通の利便性が良く、周辺は、自動車販売店が多く、相乗効果により集客が見込まれ、また、三木町にある事務所からも近く、事業効率も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

8番は、高松市上西連絡事務所東1.0キロメートルに在り、露天昆虫飼育場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は、食肉の処理、加工、販売等を営んでおり、また、ホテル、旅館の経営も行っており、宿泊客等を対象に、農業体験や各種イベントを催しており、この活動の一環としてカブト虫の飼育体験・販売を目的に、新規事業として、近隣ホテルの顧客等を対象に露天昆虫飼育場を計画したもので、経営するホテルの近隣で候補地の検討もされた結果、申請地は自然豊かで、大人だけでなく子供たちが急傾斜地の地形を生かした遊び体験等を行うことができ露天昆虫飼育場として事業適地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が252.00平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

9番は、高松市立檀紙小学校南800メートルに在り、土木工事業を営む転用者が、業務の拡大に伴い、新たに資材の保管場所が必要となったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道円座香南線に近く、高松西インターチェンジへのアクセスも出来、交通の利便性が良く、事業所も近く、事業の効率化・利便性が図られ適地であることと、申請地は形状が不整形な農地で、耕作するのが困難であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が1,238.00平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案9件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、御審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書10ページを御覧ください。

1番は、不動産業を営む法人が共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、特別議案です。

3番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が617.56平方メートルあります。

4番の転用者は、土木建築工事業を営む法人で、土木事業等の業務拡大により既存の資材置場が手狭となっていることから、露天資材置場拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、許可済地の露天資材置場を拡張するもので、他の土地に代えて転用することが出来ないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が13,836.58平方メートルあります。

5番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書11ページを御覧ください。

7番は、現在借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が42.00平方メートルあります。

8番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が開発道路を介して市道に接し、主要地方道高松長尾大内線に近く、周辺は教育施設や商業施設が整備され、宅地化が進んだ住環境の優れた地域に在ることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,056.01平方メートルあります。

9番は、介護保険法に基づく地域密着型サービス事業を営む法人で、若年性認知症者を対象に、通所による日常支援を目的とした社会福祉施設を開業するため、社会福祉施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、主要地方道塩江屋島西線に近く、周辺に同様の施設はなく、既に利用申込みもあり、スタッフや事業支援者も近接地に多く居ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付

売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、主要地方道塩江屋島線へのアクセスも良く、周辺は、宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、特別議案です。

議案書12ページをご覧ください。

12番も、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、主要地方道塩江屋島線へのアクセスも良く、周辺は、宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、特別議案です。

14番は、現在持ち家で居住しているが、住居の老朽化や手狭なことから、新たに非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。なお、現住居は、売却の予定となっています。

15番は、うどんの製造、販売業を営む法人が、近年の通信販売の需要から配送量の増加に対応するため大型車の輸送による事業拡大のため、新たな露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が104.00平方メートルあります。

16番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、自動車販売業を営む法人が、業績好調により既存の修理工場の車両置場が手狭となったことから、法人の親族が駐車場として法人に貸し付けるため、露天駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、国道11号線に近く、大型車両の往来も容易で利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知6番、7番に関連しています。

議案書13ページをご覧ください。

19番は、特別議案です。

20番は、不動産業を営む法人が共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知8番に関連しています。

21番、22番は、特別議案です。

議案書14ページをお開きください。

23番は、特別議案です。

24番は、有料老人ホームを経営する法人で、既存施設の敷地内に来客や事業用の車両を駐車するスペースが不足しているため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側及び南側が市道に接し、既存の施設に隣接しており、利用及び管理がし易いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、写真やビデオ撮影を業とする個人が、近年、事業も好調でスタジオ撮影の要望も増えてきたことから店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、主要地方道中徳三谷高松線に近くで交通の利便性も良く、周辺に同種の店舗が近隣になく、来客も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

26番は、工業用刃物の販売業を営む法人で、現在賃借している本社事務所・倉庫が手狭となり、新たに事務所用地として転用するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、交通の利便性が良く、周辺は、商業施設、工業施設が整備され、利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

27番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

28番は、実家に隣接して分家住宅を建築の際に、敷地への進入路の幅が狭く、出入りできる車両に限られるため、中型車両でも進入できるよう進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、既存の宅地への進入路であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

29番は、現在居住している住居の老朽化や手狭であることから、新たな住居を建築することに伴い、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、県道高松香川線に近く、周辺は、教育施設や商業施設が整備され、閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。なお、現住居は賃貸住宅にすることにしています。

30番は、転用者の所有する農地への進入路が狭く、大型農業機械の通行が不便であることから進入路拡幅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、既存の農道拡幅であり、他の土地に代えて転用することができないことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が90.00平方メートルあります。

31番は、特別議案です。

32番は、現在借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、父所有の農地を譲り受け、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、県道高松琴平線に近く、周辺は住宅団地で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、実家からも近接していることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

33番は、隣接する宅地に共同住宅を建築するため、共同住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が777.83平方メートルあります。

34番は、借家住まいで、親や親族の面倒や農業経営の世話をするため、親族が所有する農地を譲り受け、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、周辺は、教育施設、医療施設が整備され、分譲住宅により宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書15ページをお開きください。

35番の転用者は、宗教法人で、境内地にある神社の老朽化に伴い既存の境内地が手狭なことから新たに建築し、神社の中にある祭神を移設するため、境内地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の境内地と隣接しており、利用及び管理がし易いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和元年に建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用境内地が111.00平方メートルあります。

36番は、土木工事業を営む法人で、県内北西部での受注が増え、資材や重機の保管場所が手狭なことから、露天資材・重機置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は北側が進入路を介して公衆用道路に接し、県道山崎御厩線に近く、車両の出入りも容易で事務

所と隣接しており、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が124.00平方メートルあります。

37番は、特別議案です。

38番は、既存の敷地が手狭で来客時等の際に、敷地内の駐車場が無く、不便なことから、車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が国道11号線に接し、交通の利便性が良く、既存の住宅と隣接しており、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

39番は、現在借家住まいで、家族が増える予定となり、手狭となることから、非農家の自己住宅、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

40番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が県道に接し、主要地方道中徳三谷高松線近くで交通の利便性も良く、周辺は、医療施設、商業もあり、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

41番の転用者は、建築工事業を営む法人の代表者で、現在事務所用地に資材を置いているが、敷地が手狭で事業に支障をきたしていることから、新たな露天貸資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が農道に接し、県道西植田高松線へのアクセスも良く、事務所からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

42番は、実家住まいであるが、子の成長により住居が手狭となったことから、祖父所有の農地を譲り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、実家と隣接しており、親の面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

43番は、建築工事業営む法人で、事業が順調に伸びてきたことに伴い、資材も増えて保管場所が必要になったことから、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は南側が市道に接し、主要地方道塩屋島西線に近く、大型車両の往来も容易で利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書16ページをお開きください。

44番、45番の転用者は、共に隣接している自宅まで、進入路の幅が狭く、車両が敷地まで入れず不便なことや、45番の子が建築する分家住宅への進入路も兼ねて、共同施工による転用申請をするものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、44番及び45番は既存の宅地への進入路であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成19年及び昭和57年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が668.63平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権45番及び使用貸借8番に関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書17ページを御覧ください。

1番の転用者は、鉱油、プロパンガス等の販売業を営む法人で、営業所に通勤する社員用の駐車場が手狭となっているため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が農道に接し、主要地方道三木綾川線へのアクセスも良く、河川を挟んで営業所に隣接し、利用及び管理がし易いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、貨物自動車運送業を営む法人で、本社敷地内での駐車スペースが不足しており、出入りに不便をきたしていることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が主要地方道国分寺琴南線に接し、国道32号線へのアクセスも良く、本社からも近く、利用及び管理がし易いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が138.00平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書18ページを御覧ください。

1番は、建物・工作物の解体工事業を新たに起業した法人で、駐車場や資材置場が事業に必要なため、法人の代表者の祖母所有の農地を借り受けて露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、令和4年5月に一部造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が56.17平方メートルあります。

2番は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、親族所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、土木建築業を営む法人で、事務所が手狭となったことから事務所兼住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が進入路を介して市道に接し、国道193号線へのアクセスも良く、自宅が事務所も兼ねており利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和元年に建築済ですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が65.00平方メートルあります。

4番の転用者は、事業収入を得る為に、子所有の農地を借り受けて、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接の農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が292.00平方メートルあります。

5番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となることや妻がネイルサロンを

開業することから、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅の住宅兼店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が県道国分寺太田上線に接し、周辺は教育施設及び商業施設が整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用田が15.27平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借6番に関連しています。

6番は、鉄工業を営む法人で、既存の工場が手狭で、コンテナや資材、車両の保管場所が必要となり、法人の代表者の父所有の農地を借受けて、新たな露天資材置場兼駐車場、倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が県道国分寺太田上線に接し、国道11号線に近く、自宅と近接しており、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成29年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が48.00平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借5番に関連しています。

7番は、現在、実家住まいであるが、結婚を予定しており、それに伴い住宅を建築することとなり、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、また実家と隣接しており、農業の手伝いや面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第3条許可申請使用貸借1番に関連しています。

8番も、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、進入路を介して県道西植田高松線に接し、また父宅と隣接しており、農業の手伝いや面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権44番、45番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権36件、賃借権2件、使用貸借8件、計46件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書19ページを御覧ください。

1番は、後継者に一括贈与するもので、取得後は水稻、野菜を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、後継者である孫に部分贈与するもので、取得後はミニトマトを栽培するものです。

3番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

4番は、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

5番は、相続により取得した共有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は果樹であるイチジク・柿を作付けするものです。

6番も、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は自家消費野菜のトウモロコシ等を作付けするものです。

次のページを御覧ください。

7番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が、労力不足のため経営規模の縮小を行う所有者の農地を取得するもので、取得後はミカンを栽培するものです。

8番は、コロナウイルス感染拡大や最近の肥料・農業資材の高騰から、法人の主たる事業の一つ、オリーブオイル等の製造販売について、需要回復期が見通せないことから、農地所有適格法人代表者に所有農地を売却することで、法人債務を縮小し、財務体制を見直し、金融機関からの借り入れ強化により経営の合理化を図るため所有権移転しようとするものです。移転後は、従来同様、オリーブの苗木を代表者が栽培するものです。

次のページを御覧ください。使用貸借による権利の設定について、御説明もうしあげます。

1番は、分家住宅の建築に併せ、申請地に、配水管を埋設するため、令和24年8月までの20年間権利設定するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借7番に関連し

ております。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転8件、使用貸借1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書22ページをお開きください。

1番は、昭和47年ごろから、2番は、昭和45年ごろから、5番は、平成3年ごろから水路として、また、3番は昭和50年ごろから、農業用の納屋として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全、又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

4番は、平成3年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について5件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農地改良に係る届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第10号 農地改良に係る届出について御説明申しあげます。

議案書23ページをお開きください。

「農地改良」は、農地における耕作の利便性を向上させる目的により、1,000平方メートル以上

の農地を切土、盛土による土地の造成又は区画整理など行う、いわゆる「形質変更」の行為であり、あらかじめ農業委員会の届出が必要となっております。

本案件は、西山崎町の3筆の農地の形質変更を行うもので、現況9区画に分かれていた田を、6区画に変更するもので、花崗土により盛土、土留工としてコンクリート擁壁を施工し、作業効率の良い水田として造成を行うものです。

以上、議案第10号 農地改良に係る届出について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第10号については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第11号 農地法第43条第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案11号 農地法第43条第1項の規定による届出について御説明申しあげます。議案書24ページをお開きください。

まず、農地法第43条第1項の概要について御説明申しあげます。

従来、農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りにし、利用するためには、農地転用許可が必要でしたが、平成30年11月16日付けで施行された「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律」により、水耕栽培や温度・湿度管理、収穫用ロボットの導入等の必要から、農業用ハウス等の底面を全面コンクリートにする、同法で新たに規定された、いわゆる「農作物栽培高度化施設」については、農林水産省令で定める基準を満たし、専ら農作物の栽培の用に供されるものと判断された場合、農業委員会への届出を行うことで、底面を全面コンクリート等で覆ったとしても、当該土地の地目については依然「農地」として取り扱われ、農地法第4条又は第5条に規定する農地の転用に該当しないこととなりました。

また、この届出により当該土地は農地の扱いのままとなりますので、固定資産税は農地として課税され、相続税納税猶予の適用地にすることもできます。これが、農地法農地法第43条第1項の概要です。

1番は、オリーブ栽培を主たる事業とする農地所有適格法人の役員の家族の者が、ハウス内部で、オリーブの苗を鉢植え栽培するものですが、維持管理がし易く、商品として鉢植されたオリーブ及びその鉢に水管理時に泥はねしない様、底面をコンクリートで覆うものです。また、提出された資料から、棟高、軒高等その他構造等が農林水産省令で定める基準を満たしており、受理相当と判断しております。

以上、議案11号 農地法第43条第1項の規定による届出について御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないよ

うでありますので議案第11号については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので議案第11号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤農地係長 議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料1をご覧ください。

令和4年7月4日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査および御審議いただいたところ、掲載案件については、問題のない旨の報告を受けております。

資料の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

今回は、事業用等の一般案件でなく、6月、10月、2月に受け付けております、自己住宅及び農業用施設用地に係る「特例の除外申請」であります。

まず、農用地区域からの除外内容でございまして、対象地番および除外後の用途が各地区順に記載されております。

2ページを御覧ください。

中ほどの表に、今回の除外後の用途区分ごとの総件数および総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、件数が5件、合計面積で1,038.50平方メートルです。

3ページを御覧ください。

農業用施設を申請地に建築するため、農用地利用計画の4つの用途区分(農地 採草放牧地 混牧林地 農業用施設用地)の中で農地から農業用施設用地に用途区分の変更をするもので、対象地番および面積が記載されております。

4ページを御覧ください。

中ほどの表に、今回の変更する用途区分の、件数および面積が記載されており、その右端に、合計欄がございまして、件数で1件、合計面積で815.00平方メートルです。

以上 議案13号について 御審議いただきますよう、よろしく願い致します。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。 ———— 御発言がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号については原案のとおり異議ない旨

回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料2の2ページを御覧ください。令和4年6月16日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。これは、3ページのとおり、令和4年6月7日付けで採石事業者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。開発行為を行う土地は高松市庵治町字松尾2529番外19筆であります。5ページに位置図を付しています。6ページには土地利用計画図を付しています。

資料の1ページを御覧ください。

土地開発行為変更の内容は、実施予定期間の延長に伴う土石の採取計画、及び建設残土埋め立て画の見直しをするものです。6月24日に庵治地区担当農地利用適正化推進委員と地区担当者で現地調査を行い、開発区域の下流域には農地が存在することを確認しました。

以上のことを踏まえて、高松市長には、下段のとおり「開発行為の変更に当たっては、開発区域の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第1条第全項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申し上げます。

資料3の2ページを御覧ください。

令和4年6月16日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会があり、これは3ページのとおり令和4年6月13日付けで庵治地区での事業について、採石事業者から香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるもので

す。4ページ以降には、位置図、現況図、利用計画図を付しています。概要をまとめておりますので、1ページを御覧ください。

申請者及び土石の採取場は、議案第13号の資料2で御説明しましたみどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項と採取場区域は同一であり、現地調査も土地開発行為の協議に係る調査と併せて実施しております。

以上のことを踏まえて、庵治地区担当推進委員と協議した結果、採取場区域の下流域には農地があり、高松市長には、「採取に当たっては、採取場の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画の認可申請に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第14号については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第14号については、原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

次に、議案第15号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟(しゅりょう)の適正化に関する法律第28条の規定による鳥獣保護区の存続期間の更新についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第15号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第28条の規定による鳥獣保護区の存続期間の更新に対する意見について御説明申し上げます。

資料4の1ページを御覧ください。令和4年6月3日付けで、同法の規定に基づき、香川県環境森林部長から香川県指定藤尾山鳥獣保護区の存続期間の更新について意見照会がありました。

3ページの位置図を御覧ください。

香川県指定藤尾山鳥獣保護区は、藤尾八幡神社境内地内及び私有地、並びに県有地である保全林を区域とするもので、区域面積は、5ページの下段に記載のとおり、農耕地を含まない合計面積68ヘクタールの範囲となっております。

資料8ページの8の(2)を御覧ください。現在の鳥獣保護区存続期間が令和4年11月14日に満了となることから、同年11月15日から令和14年11月14日までの10年間、期間更新をするものです。

9ページを御覧ください。

同年6月28日に開催された第7地区部会において審議された結果、昨今の有害鳥獣による農作物被害の発生状況を考慮すると積極的に賛成できるものではないことから、県指定回答様式の「存続期間更新についての賛否」については、「賛成」といたしますが、「意見・条件など」

として、「当該保護区の隣接地においては、イノシシ等有害鳥獣による農産物への被害が甚大であるが、保護区は、多種多様な鳥獣等の良好な生息域となっており、本市内でも生物多様性を確保する貴重な区域である。また、水源涵養に資する常緑・落葉広葉樹林も区域内で発達しているため、存続期間の更新もやむを得ないものと考えます。

なお、有害鳥獣による農産物等への被害が隣接地において継続して発生していることから、有害鳥獣捕獲に係る関係法令の運用に関して地元自治会及び関係団体への積極的な協力や助言をお願いするものです。」という内容で意見が整ったことから、本会議の回答原案とするものです。なお、1ページの中段に香川県からの回答期限が記載されておりますが、本市農業委員会定例総会での意見決定後、回答する旨、県みどり保全課とは協議、了承済みです。

以上、議案第15号について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第15号については原案のとおり意見を付して、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第15号については原案のとおり意見を付して、回答することに決定いたしました。

次に、議案第16号 農用地利用配分計画（案）について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第16号、農用地利用配分計画（案）について御説明申しあげます。資料5を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付を行っていた農地について、今回、貸付先の変更を行うもので、農用地利用配分計画を作成するにあたって、令和4年6月22日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は7月29日となっております。一枚めくっていただきまして、資料の2ページの明細書を御覧ください。明細書の左半分が、農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸し付ける変更後の耕作者と設定する権利の内容となっております。貸し付けの期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、また賃借料等の条件も従前のものをそのまま引き継ぐことになっております。

以上、議案第16号、農用地利用配分計画（案）について、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第16号については、異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第16号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第17号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第17号、農地中間管理権の設定にかかる契約等の解除について御説明申しあげます。資料6を御覧ください。

本件は、平成28年に香川県農地機構が中間管理権を取得し、担い手に貸付を行っていた農地について、この農地を借り受けていた担い手が、令和2年に病気のため離農したことから、その後、香川県農地機構において、新たな借受人を探索するとともに、適宜、保全管理作業を行っていましたが、2年が経過しても新たな借受人が見つからず、地域の担い手の状況を踏まえると今後も貸付を行うことが困難と判断し、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定に基づく契約解除について、香川県農地機構が県知事へ承認申請を行うにあたり、市農業委員会の意見を求められているものです。

なお、この契約の解除については農地所有者の了解も得ており、解除された農地については、今後は所有者において管理を行う予定であると伺っております。

また、農地所有者が平成28年度に受け取った「農地集積協力金」については、この解除が所有者の責に帰さないものなので、交付金の返還は発生いたしません。

資料を裏返していただいて2ページを御覧ください。今回の農地機構への回答案としては「当該農地については、本市における担い手の確保状況など総合的な観点から、今後とも、担い手に利用権を設定することは困難であり、契約を解除することはやむを得ないものと判断する。」としております。

以上、議案第17号、農地中間管理権の設定にかかる契約等の解除について、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。

宮武委員 香川県農地機構が2年間保全管理を行っていたとのことですが、それは県の予算で実施したのですか。

浮田農政管理係長 香川県農地機構の予算で実施しております。

宮武委員 2年が経過したので解除するということですが、2年というのは法令に明記されているのですか。

浮田農政管理係長 香川県農地機構の中間管理権の解除要領で2年と定められています。

議 長 他に御質問等はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第17号については、異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第17号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

報告事項 ア農業委員の解職(かいしょく)(罷免(ひめん))について、事務局の報告及び説明を求めます。

報告案件アとして、神内茂樹農業委員の解職(罷免)の御報告を申しあげます。

本件は、5月の定例総会において、神内委員の身分喪失手続について説明を行い、同意をいただいた件でございまして、先月に開催された6月定例市議会におきまして、神内委員の解職（罷免）に係る議案を提出し、6月27日に議会の同意をいただき、同日をもって神内委員は離職されるとともに、翌28日には市長が証書を発出して、一連の手続を完了しましたので御報告いたします。

なお、議案審査の過程において市議会総務委員会で審議していただき、農業委員会等に関する法律の規定上、やむを得ず、文言上「罷免」手続となるものの、心身の故障のため職務の執行ができないための罷免であり、法令上、適正・適法な手続であることと、御家族からの辞任申出書と主治医から提出された診断書により、客観的に職務の執行ができない確認を行った旨、説明を尽くしました。以上でございます。

議長 ただ今の報告及び説明に対して御意見、御質問はありませんか。

次に、報告事項 イ農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

ただ今の報告及び説明に対して御意見、御質問はありませんか。

御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

藤澤農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料5を御覧ください。

期間としましては、令和4年6月7日から7月5日分までであります。

まず、許可件数ですが、5月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が11件、6月議決分といたしまして4条が7件、5条が19件、合計で4条が19件、5条が38件です。

許可保留件数につきましては、4月以前の議決分といたしまして4条が8件、5条が30件、6月議決分といたしまして4条が0件、5条が4件、合計で4条が0件、5条が16件です。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページから2ページを御覧ください。

まず、4条関係では許可保留案件はありませんでした。

3ページをご覧ください。

5条関係です。1月議決分の所有権5番、23番、25番、30番、37番が、開発許可未了により、現在、許可保留になっております。4月議決分の所有権3番が開発許可未了により、現在、許可保留となっております。

道路工事承認・直近事業造成工事未了により、16番が開発許可、直近事業造成工事未了により、現在、許可保留となっております。

4ページをご覧ください。

同じく5月議決分の所有権17番、18番、10番、20番、25番、26番が表の右端の欄に記載のある通り、それぞれ開発許可、道路工事承認及び法定外占用許可未了により、許可保留となって

おります。

5ページを御覧ください。

6月議決分の1番、7番、9番、賃借権1番が表の右端の欄に記載のある通り、それぞれ開発許可、道路工事承認及び直近造成工事未了により、現在、許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

5月議決分の許可保留はありません。

以上で今月の許可状況についての報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和4年度第4回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時1分 閉会